

第14章 民生・労働・社会保障

1 4－1 主要労働指標（職業紹介）

（基準日：各年度末）

年 度	新規 求職申込件数	# 月間 有効求職者数 (人)	紹介件数	就職件数	新規求人数 (人)	# 月間 有効求人数 (人)	充足数	求 人 倍 率 (倍)		就職率 (%)
								新 規	有 効	
令和 元年度	20,518	7,617	21,746	6,782	37,946	9,134	6,606	1.85	1.20	33.1
2	19,087	8,020	18,075	5,416	29,772	6,998	5,358	1.56	0.87	28.4
3	19,315	8,354	17,135	5,449	34,104	8,005	5,365	1.77	0.96	28.2
4	19,579	8,345	15,178	5,225	36,163	8,620	5,065	1.85	1.03	26.7
5	18,622	8,114	14,360	5,132	35,104	8,466	4,930	1.89	1.04	27.6

資料：厚生労働省福岡労働局HP「職業安定業務年報＜労働市場の概況編＞」

※この表は、ハローワーク久留米（大川出張所を含む）の管轄区域（久留米市、小郡市、うきは市、三井郡、大川市、三潞郡）に関するものである。

※表中の数値には、新規学卒を除き、パートタイムを含む。なお、#は月平均であるので、必ずしも合計とは一致しない。

※「新規求職申込件(求人)数」とは、期間中にあらたに受けた求職申込(求人)の件数(人数)をいう。

※「月間有効求職者(求人)数」とは、「前月から繰り越された有効求職者(求人)数」と当月の「新規求職申込件(求人)数」の合計件数(人数)をいう。

※「就職件数」とは、自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

※「パートタイム」とは、毎日就労するものについては、1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず1か月の所定労働時間が、一般従業員より短い仕事をいう。